

令和6年第1回臨時会（1月30日開会・閉会）

飯綱町議会 会議録

令和6年第1回飯綱町議会臨時会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1号（1月30日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○町長あいさつ	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告、質疑	7
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○町長あいさつ	15
○閉議及び閉会の宣告	16
○会議録署名	17

令和6年飯綱町告示第9号

令和6年第1回飯綱町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 6年 1月25日

飯綱町長 峯村勝盛

1 期 日 令和 6年 1月30日

2 場 所 飯綱町役場 議場

3 付議案件 下記のとおり

議案番号	議 案 名
報告第1号	損害賠償の額の決定についての専決処分報告について
議案第1号	飯綱町手数料条例の一部を改正する条例
議案第2号	令和5年度飯綱町一般会計補正予算（第8号）
議案第3号	物品購入契約の締結について

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	渡 邊 千賀雄	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	青 山 弘		

不応招議員（なし）

令和6年第1回飯綱町議会臨時会

(第 1 号)

令和6年第1回飯綱町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和6年1月30日（火曜日）午前10時開会

開 会

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

日程第 4 議案第1号 飯綱町手数料条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第2号 令和5年度飯綱町一般会計補正予算（第8号）

日程第 6 議案第3号 物品購入契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	三ツ井 忠 義	2 番	中 井 寿 一
3 番	小 林 文 廣	4 番	瀧 野 良 枝
5 番	渡 邊 千賀雄	6 番	中 島 和 子
7 番	樋 口 功	8 番	風 間 行 男
9 番	目須田 修	10 番	石 川 信 雄
11 番	清 水 満	12 番	大 川 憲 明
13 番	伊 藤 まゆみ	14 番	原 田 幸 長
15 番	青 山 弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	峯村勝盛	副町長	池内武久
教育長	馬島敦子	総務課長	土屋龍彦
企画課長	平井喜一朗	住民環境課長	宮島幸男
保健福祉課長	永野光昭	教育次長	高橋秀一

事務局職員出席者

事務局長	土倉正和	事務局書記	関竜典
------	------	-------	-----

開会 午前10時

◎開会及び開議の宣告

○議長（青山弘） 皆さん、おはようございます。連日の議会活動、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和6年第1回飯綱町議会臨時会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（青山弘） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和6年第1回飯綱町議会臨時会の開催にあたりましてごあいさつ申し上げます。議員各位におかれましては、何かとお忙しい中、臨時議会を招集いたしましたところ、定刻までにご参集いただき厚く御礼申し上げます。

さて、1月1日に発生いたしました地震により、石川県能登地方を中心に大きな災害が発生いたしました。お亡くなりになられた方々に、心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆さんにもお見舞いを申し上げたいと存じます。飯綱町におきましては、メーラプラザの壁に一部亀裂が入るなどの被害がありましたが、ほとんど被害がなかったという状況でありました。石川県羽咋市に災害支援ということで、先週、職員一人を一週間派遣いたしました。これからも2月、3月と職員の派遣を予定しておりますが、一日でも早い復旧を祈っております。

本日よりご提案申し上げます案件は、報告が1件、条例が1件、一般会計補正予算が1件、その他1件の計4件でございます。

条例の改正は、戸籍法の一部改正に伴い、飯綱町手数料条例の一部を改正するものであります。

一般会計補正予算（第8号）は物価高騰対応重点支援として、全額国庫支出金による、低所得世帯生活支援給付事業の実施で4,051万円を計上し、関係者に早期な支給を目指すものです。ふるさと応援寄付金は12月以降も極めて順調であり、2億円を増額補正いたしました。基金への積立てや委託料等の関係費用に充当いたします。今年度のふるさと応援寄付金は12億円を超える見通しとなりました。なお、今回の補正予算により予算の総額は歳入歳出それぞれ98億1,072万円となりました。

その他は、スクールバスの購入に関する契約の締結案件でございます。

いずれの案件につきましてもご提案の際には詳しくご説明致しますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。以上申し上げます。開会のごあいさつと致します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（青山弘） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、2番 中井寿一議員、3番 小林文廣議員、4番 瀧野良枝議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（青山弘） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期について、議会運営委員長の報告を求めます。大川議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大川憲明 登壇・報告〕

○議会運営委員長（大川憲明） 12番、大川憲明です。本日招集されました、令和6年第1回飯綱町議会臨時会の会期及び日程について説明申し上げます。

本日、午前9時より議会運営員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日1日限りといたします。

日程案につきましては、会期決定後、議案の提案説明、質疑、討論、採決を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（青山弘） お諮りいたします。

本臨時会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎諸般の報告、質疑

○議長（青山弘） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項、町長の専決処分事項に関する条例第1号の規定による報告案件です。

説明を求めます。土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（報告第1号）

○総務課長（土屋龍彦） 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について、ご説明申し上げます。議案の提案説明書33ページをご覧ください。

発生年月日は令和5年5月27日、発生場所は大字牟礼1989番地 飯綱町ふれあいパーク野球場、相手方は記載のとおりです。

事故概要は、野球場のマウンドから投球をした際、ピッチャープレートの固定金具が露出していたため、そこに右足スパイクの親指から下の部分が引っ掛かり、スパイクが破損したものです。

損害賠償の額は15,200円、専決処分日は令和6年1月9日でございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申

上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、報告第1号の質疑を行います。

質疑のある方おられますか。大川議員。

○12番（大川憲明） 議席番号12番、大川憲明です。ピッチャープレートの固定金具が露出していたために右足のスパイクの親指から下の部分が引っ掛かり破損したということですが、あのグラウンドの中に、結構金具があるんですよ。我々、ゲートボールで使うときに線を引いてコートを作るんだけど、そのとき見るとすごく残ってるのいっぱいあって、それもしょっちゅう引き抜いているんですよ。だから専門にピッチャープレートや何かのところに印のためにやるんだと思うけど、曲がったようなものがあるときがあるんですよ。そういうものをよく調べておかないと、こういうことが起きて、まだスパイクが壊れたくらいならいいけど、スライディングしてケガをしたらもっと酷いことになるんでね、だから専門に時々やるようにした方がいいんじゃないかと提案したいんですけど。というのはグラウンドの砂を平らにするのは車に乗って板を引っ張ってするんだけど、金具とかを見つけているのを見たことないんです。公民館の職員も忙しいだろうから大変だろうけども、せめて月に一回ぐらい見たほうがいいんじゃないかなと私は思うんでそういう提案したいんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（青山弘） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 貴重なご意見ありがとうございます。まず、今回の事故での金具について、若干説明させていただきます。まず、今回事故が起きました、ピッチャープレート（投手板）ですが、ピッチャープレートの設置にはいくつか方法がありまして、簡易的な野球場によくありますゴム製のプレートを鉄の杭で地面に直接打ち付けて固定する方法、また土の中にプレートのズレを防止するためのアルミ製の枠、ボックスみたいなものですが、そのボックスを埋め込みまして、そのボックスにプレートを固定する方法等がございます。今回事故が起きましたふれあいパーク野球場は後者の設備となっています。

今、議員がおっしゃられました杭とは別のものですが、杭につきましては、多分、少

年野球のグラウンドといたしますか、印でありまして、ご指摘のとおりそういったものも危険なものでございますので管理の方は十分行っていきたくと思います。今回の事故につきましては、その埋め込んでありましたボックスに固定してあります金具にスパイクが引っ掛かって、事故が起きたものでございます。管理は基本的に使用したものが原状復帰をして返すことになっておりますけれども、なかなか使用者がそこまで整備をして返却いただくことはございませんので、管理の方は定期的におっしゃられますとおりにきちんと整備をしていかなければならないものだと思っております。今後につきましても、整備をきちんとやってまいりたいと思います。

○議長（青山弘） 大川議員、よろしいですか。

他に質疑のある方おられますか。風間議員。

○8番（風間行男） 議席番号8番、風間行男です。事故割合はどのぐらいでしょうか。スパイクと言ってもピンからキリまであるし、何年使用していたものなんだろうかな等もありますので参考までにお聞かせください。

○議長（青山弘） 高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇〕

○教育次長（高橋秀一） 「過失割合はどうか」とのご質問かと思いますが、交渉の経過等を含め、15,200円とした賠償額について説明させていただきます。

まず当初、被害者側は、破損したスパイクが使い慣れたものであり、使い慣れて馴染むものでなければ、投手として同じパフォーマンスはできないとして、破損したスパイクの修理費用5,060円と、修理したスパイクが再び破損したため、新品のスパイクの購入費用16,000円の合計21,060円を賠償額として求めておりました。

しかし、双方話し合いを進め、最終的に15,200円の賠償額で示談となったわけですが、この15,200円の根拠につきましては、裁判の判例等を引用しますので少々説明が分かりづらい点もあろうかと思いますが、損害賠償の目的は被害者の経済状態を、被害を受ける前の状態に回復させることにあり、最高裁の判例でも、「賠償額は破損した物の交換価値によること」とされています。ですので、事故により破損したスパイクの事故当時の交換価値が賠償されれば、被害

を受ける前の経済状態は回復されるため、それ以上の賠償は被害者が事故によって利得、得る利益ですけれども、利得を得る結果となるそうです。

本事件では、被害者は修理費用と購入費用を賠償するよう求めていましたが、この判例に基づくと、修理費用と購入費用を賠償することは、被害者が事故によって利得を得る結果となるため、両費用の賠償はできないこととなります。

そこで、最高裁の判例で、「損害賠償額は特段の理由がない限り、減失毀損当時の交換価値によりこれを定めるべきである」と判示されていることから、時価については、厳密に言えば事故当時の中古品の相場価格から計算すべきとなるようです。が、靴については中古相場が定まっているわけではないことから、「一定の割合で損害を認定し、購入時の価格から減額して交換価値を算出する」こととなりまして、本件のスパイクについては、新規購入価格の9割程度の交換価値が限度であることを含めまして、相手方、保険会社と話し合いを続けた結果、最終的にスパイクの新規購入価格 16,000 円の 95%相当にあたる 15,200 円が妥当として、示談となったものです。

ですので、交通事故等と違いまして、過失の割合といった形で損害賠償を計算するものではないようでございます。

○議長（青山弘） 風間議員、よろしいですか。

他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第4、議案第1号 飯綱町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇・説明〕（議案第1号）

○住民環境課長（宮島幸男） 議案第1号 飯綱町手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書については通し番号5ページから、新旧対照表は通し番号25ページから、議案の提案説明書は通し番号33ページ中段からでございます。議案の提案説明書により説明させていただきますので、通し番号33ページ中段をご覧ください。

改正の理由は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の標準額の見直しにより改正を行うものであります。また、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに開始される戸籍、除籍電子証明書の手数料に関する規定を追加するものであります。

主な改正内容は、戸籍謄本や除籍謄本等の広域交付、戸籍や除籍電子証明書提供用識別符号の発行、届出・申請の受理等の情報内容の証明書の交付や閲覧が可能となり、戸籍法の一部改正に伴い、飯綱町の手数料条例も一部改正するものであります。

施行期日は、令和6年3月1日であります。

以上、提案理由の説明とします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第1号 飯綱町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第5、議案第2号 令和5年度飯綱町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第2号）

○総務課長（土屋龍彦） 議案第2号 令和5年度飯綱町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。議案の提案説明書34ページをご覧ください。

補正予算（第8号）につきましては、ふるさと応援寄付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした補正で、歳入・歳出それぞれ2億4,051万円を増額し、補正後の予算額を歳入・歳出それぞれ98億1,072万円とするものでございます。

それでは初めに、歳入の主な内容を申し上げます。

15款 国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で4,051万円を増額しています。

18款 寄附金は、ふるさと応援寄付金の増により、2億円を増額しています。ふるさと応援寄付金の予算現額は10億円でしたが、直近の寄付額が好調なことからトータルで12億円の寄付を見込むものです。

続いて、歳出の主な内容を申し上げます。

2款 総務費では、ふるさと応援基金積立金で7,617万1千円を増額、ふるさと納税返礼品

などの経費であるふるさと納税事業費で1億2,382万9千円を増額しています。

3款 民生費では、低所得世帯生活支援臨時給付事業で4,051万円を増額しています。住民税均等割のみ課税世帯に対し、物価高騰対応重点支援給付金として、1世帯あたり10万円を給付する事業で補助金3,150万円を増額。また、住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯の18歳以下の児童がいる世帯に対し、児童1人あたり5万円を追加給付する事業で補助金800万円を増額しています。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第2号 令和5年度飯綱町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり

可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第6、議案第3号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高橋教育次長。

〔教育次長 高橋秀一 登壇・説明〕（議案第3号）

○教育次長（高橋秀一） 議案第3号 物品購入契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。議案通し番号34ページ下段をご覧ください。議案の提案説明書でご説明申し上げます。

本議案につきましては、令和5年度 飯綱町教育委員会 公用車（スクールバス）購入業務として、令和6年1月24日、指名競争入札に付した結果、有限会社鳥居川自動車が落札いたしました。物品購入契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び、飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

業務の内容は、公用車 スクールバスを2台購入するものです。資料にはございませんが、この公用車は令和5年12月議会定例会において、令和5年度飯綱町一般会計補正予算（第6号）として議決いただきました、三水小学校スクールバス購入業務でございます。乗車定員14人の大型バンタイプの車両で、来年度早期に実施を計画しています、スクールバス通学エリア拡大に伴います、車両の事前購入でございます。

それでは、通し番号35ページにお戻りいただきまして、契約の方法は、指名競争入札でございます。契約の金額は778万8千円。契約の相手方は、飯綱町普光寺1081番3 有限会社鳥居川自動車 代表取締役 飯田弘直であります。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第3号 物品購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎町長あいさつ

○議長（青山弘） 以上で本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 御礼のご挨拶を申し上げます。只今は提出いたしました全ての案件につきまして、原案通りのご決定を賜りありがとうございました。

先日、令和6年度予算の査定を終了いたしました。一般財源の確保に大変苦勞致しました。

自主財源の確保がますます厳しくなる中、ふるさと応援寄付金の取組は、きわめて重要なこと

になってきております。今年度は、農協さんと提携する中で、通称〇特リンゴ（家庭用のリンゴ）を徹底した返礼品として取り組んでまいりました。関係者のご努力により大きな成果につながったと感謝しておりますが、毎年このような状況が続くとは限りません。安定した自主財源の確保という意味でも、一層の創意、工夫を重ね、ふるさと応援寄付事業に取り組んでいきたいと思っております。

結びに、明後日はもう2月を迎えますが、まだまだ寒い日が続きます。議員各位におかれましては、お体をご自愛され、お元気でお過ごしになられますよう、ご祈念申し上げて閉会のごあいさつと致します。本日はありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（青山弘） 本日の会議はこれで閉じ、令和6年第1回飯綱町議会臨時会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉会 午前10時31分

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

2 番

3 番

4 番